○国土交通省告示第二百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

紋別川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道伊達市東関内町

四四〇番　一号及び二号

北海道伊達市喜門別町

一〇八番三地先河川敷　三号及び四号

北海道伊達市乾町

二一七番地先河川敷　五号及び六号

二一六番　七号から九号まで

二一二番地先河川敷　十号

○東北地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年三月一日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　大崎広域都市計画道路事業三・五・二十号稲葉小泉線

三　事業施行期間　自平成三十年三月一日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮城県大崎市古川字竹ノ内、古川亥ノ丸、古川塚目字原屋敷、古川北原及び古川字本鹿島地内

使用の部分　宮城県大崎市古川字竹ノ内地内

○関東地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月一日

関東地方整備局長　泊　　宏

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　高崎都市計画道路事業三・四・十八号高崎前橋線

三　事業施行期間　自平成三十年三月一日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　群馬県高崎市江木町字高崎沖、字高田及び字諏訪西並びに芝塚町地内

使用の部分　群馬県高崎市江木町字諏訪西地内

○関東地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月一日

関東地方整備局長　泊　　宏

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第二十一号吉井都市計画道路事業三・三・二号吉井北通り線及び三・四・六号川内池線

三　事業施行期間　自平成十五年二月六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月一日

北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	能美市大長野町丙三四番から同市小杉町八一四七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月一日

○中部地方整備局告示第二十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条の規定により、昭和五十一年三月十七日付建設省告示第四百十七号による河川予定地の土地のうち、次の土地の指定を廃止する。

その関係図面は、国土交通省中部地方整備局及び同局天竜川上流河川事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

次の（一）の河川に係る（二）の字の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（図面省略）

（一）　河川

天竜川左岸（ロ）　長野県下伊那郡豊丘村大字河野四千二百八十一地先から同村同大字四千二百七十七番の三地先まで

（二）　字

（ロ）豊丘村大字河野

○九州地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　増田　博行

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
一(一)　道路の種類　一般国道			
(二)　路線名　十号			
(三)　道路の区域			
大分市大字下判田字横縄手一〇八番二から同市大字下判田字横縄手一〇六番二まで	前	四三・二六～六二・九九メートル	四六・四六～六四・八四キロメートル
	後		〇〇・〇四二
(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所			
二(一)　道路の種類　一般国道			
(二)　路線名　十号及び二百十三号			
(三)　道路の区域			
宇佐市大字四日市字轟一二八番二から同市大字四日市字百園一二三番一まで	前	一五・三七～一八・八七メートル	一五・三七～一七・九七キロメートル
	後		〇〇・〇二七
(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所			